認定こども園用（幼保連携型・幼稚園型共通）

新制度における重要事項説明、運営規程、利用契約書等について

１　趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、横浜市では「横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年９月　横浜市条例第48号）（以下「条例」という。）を定めました。

各施設においては、この条例に基づき、教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ることと規定されています。

２　対象施設・事業者

　　新制度での給付対象となる施設・事業すべて

　　（認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型事業、事業所内保育事業）

３　重要事項の説明について

教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者に対して、下記を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければなりません。また、施設の見やすい場所に重要事項を掲示することが必要です。

（１）運営規程の概要

（２）職員の勤務体制

（３）利用者負担

（４）その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項

保護者説明会等の場で配布するなどで説明して、同意を得てください。重要事項の説明の署名及び同意の署名の文書については、原本を園で保管し、写しを重要事項説明書とともに保護者に交付してください。

現在、在籍している児童で新制度の給付対象施設への移行後も継続して利用する利用者へも、重要事項を説明し、同意を得る必要があります。

重要事項説明書に記載すべき事項が「入園のしおり」等の書類で網羅されている場合には、重要事項説明書を別途作成する必要はありません。

重要事項説明書のひな形は作成の参考として提供するものです。各施設の実情に応じて適切な内容が定められるよう留意しつつ、実際の作成に当たってください。

４　運営規程について

　　下記に掲げる施設等の運営についての重要事項に関する規定を定めることになります。

　　法人の場合は、理事会、役員会等を経て決定してください。

（１）施設の目的及び運営の方針

（２）提供する特定教育・保育の内容

（３）職員の職種、員数及び職務の内容

（４）特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

（５）保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

（６）子どもの区分（年齢）ごとの利用定員

（７）特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

（８）緊急時等における対応方法

（９）非常災害の対策

（10）虐待の防止のための措置に関する事項

（11）その他施設の運営に関する重要事項

運営規程のひな形は作成の参考として提供するものです。ひな形の中の網掛けをしているところは必ず規定しなければいけない事項となっています。また、第２０条以降は、その他施設の運営に関する重要事項の記載例であり、条例に定められた事項となっています。

ひな形に記載している事項以外の事項を記載することも可能です。各施設の実情に応じて適切な内容が定められるよう留意しつつ、実際の作成に当たってください。

５　利用契約書について

　　新制度の給付対象施設への移行に伴い、施設・事業を利用する利用者とは、利用契約書を結ぶことになります。

　　各園において作成いただいた重要事項説明書を交付し、同意を得たうえで、利用者に発行されている支給認定証を確認の上、保護者との利用契約を締結してください。また、利用契約の締結後、契約にかかる内容に変更があった場合は、変更内容について保護者に説明を行ってください。

なお、特定負担額の徴収にかかる変更の場合は、文書での同意を得ることが必要です。

現在、在籍している児童で新制度の給付対象施設への移行後も継続して利用する利用者とも、利用契約を締結する必要があります。

利用契約書の作成例を参考に利用契約書を作成してください。

　　利用契約書は２通作成し、利用者と各園双方が自署又は記名押印のうえ、１通ずつ保有してください。きょうだい児で利用される場合でも利用者一人につき２通作成したうえで、１通ずつ保管するようにしてください。

６　給付費等の額にかかる通知等

　　法定代理受領によって特定教育・保育に係る給付費等の支給を受けた場合は、保護者に対し、受領した給付費等の額を通知する必要があります。